

(別紙)

# 評価細目の第三者評価結果（障害者・児施設）

※すべての評価細目（28項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

## A-1 利用者の尊重

	第三者評価結果
1-(1) 利用者の尊重	
1-(1)-① コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。	a (b) c
<p>・意志伝達制限のある人へのコミュニケーション手段としてPECS 絵カードを作成し、日常のかかわりの中でのコミュニケーションは確保出来ている。</p> <p>・評価基準では、個別支援計画書にコミュニケーション確保についての具体的な支援内容と方法が明示され、手段の検討と、それに基づく支援がなされている事が求められており、今後の対応が期待されます。</p>	
1-(1)-② 利用者の主体的な活動を尊重している。	(a)・b・c
1-(1)-③ 利用者の自力で行なう日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制が整備されている。	a (b) c
<p>・子どもの主体性の尊重という基本的な考え方について、職員全体が基本理念を理解し、児童会を活用し、子どもの自主性を尊重した支援が行なわれている。</p> <p>・下校時に靴を靴箱をしまわずに入室した子どもに、せかすことなくしまうまで見守る等、日常生活上の行為に対する見守りと支援は充分に行われている。</p> <p>・評価基準では、主体的活動を支援するための職員が決められていること、自力で行う生活と活動の範囲がひろがるよう、職員の対応や施設の整備を定期的に検討すること等が求められている。</p>	

1-(1)-④ 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがある。	a (b)・c
<p>・作業療法士により、年間プログラムが作成されており個々の能力と希望により、調理実習・電車を使った外出支援を行う等の社会活動能力を高める支援がなされている。</p> <p>・社会生活力を高めるための活動は、学校で対応されている部分が多いとの自己評価であったので、専門職を活用し、学校と連携したプログラムの整備が今後求められる。</p>	
1-(1)-⑤ 利用者に対して緊急やむを得ない場合を除き、行動抑制や身体的拘束は行わないようにしている。	a (b)・c
<p>・家族の同意を得た上で、身体抑制をやむを得ず実施する場合がある。(対象者1名のみ) 評価基準では、対象となる利用者について、サービス計画に明記し、やむを得ず実施する場合、その都度詳細な記録を残すこと。また、対外研修への参加や職員の話し合いを行い、廃止を実現するための施策を検討することが求められており、今後の対応が求められます。</p>	
1-(1)-⑥ 利用者に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	(a)・b・c
<p>・日々の利用者の状況を細かく観察し、不適切な関わりへの早期発見に努める努力がなされている。また、施設として就業規則の読み合わせを行なう等徹底している。</p> <p>・職員が気づかない言葉や態度による不適切な関わりも考えられるので、今後は接遇研修等で、理解を深めることも重要である。</p>	

## A-2 日常生活支援

	第三者評価結果
2-(1) 食事	
2-(1)-① サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている。	a・ <b>b</b> ・c
2-(1)-② 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本として美味しく、楽しく食べられるように工夫されている。	<b>a</b> ・b・c
2-(1)-③ 喫食環境（食事時間を含む）に配慮している。	<b>a</b> ・b・c
<p>・看護師、栄養士等関連する職種が話し合い、経過について送りを行なう等、利用者の状態に応じた食事サービスを実施している。</p> <p>評価基準では、さらに、支援計画書等に①栄養量、②食事形態、③水分補給、④介助の方法等、利用者の状態に応じた留意点や支援の内容が明示されていること。食事介助の支援方法に関するマニュアルの用意、マニュアルについての研修、定期的な点検と見直しが求められている。</p> <p>・嗜好調査が行われており、食事の好みや量についての要望を把握している。さらに、支援職員へも嗜好調査を行ない、意思表示が十分行なえない子どもへも配慮している。</p> <p>献立、食材は季節に合ったものであり、週間献立を事前に張り出しており、利用者は楽しみにしている。調理等は外部の業者が担当しており、数ヶ月毎に見廻りがあったり、随時連絡することで、連携している。</p> <p>・食事時間、おやつ時間共に登下校に合わせた時間で対応し、一定時間には決めていない。子どもの要望を受け、今年度から夕食の時間を30分遅らせている。</p>	

2-(2) 入浴		第三者評価結果
2-(2)-① 入浴は、利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している。		a・b・ <b>c</b>
2-(2)-② 入浴は、利用者の希望に沿って行われている。		<b>a</b> ・b・c
2-(2)-③ 浴室・脱衣場等の環境整備は適切に行われている。		a・ <b>b</b> ・c
<p>・利用者の障害の程度、健康状態、必要な介助等個人的事情に配慮した入浴を行なっているが、評価基準で求められている①一人ひとりの健康状態や留意事項について支援計画書に記載し、②安全やプライバシーの保護を含めた、入浴介助の支援・助言方法についてのマニュアルは整備されていなかった。今後の対応が期待されます。</p> <p>・入浴は原則週3回であるが、ダンスやソフト等運動の後や、失禁の後はシャワーや入浴等で必要に応じ対応している。</p> <p>・入浴について問題が生じれば、棟会議で話し合われているとのことである。入所している子どもの状態や特性等によって、浴室・脱衣所の設備や入浴器具の修繕や設置、入浴介助の方法等、毎年一回入浴に関する検討会議を開催することも重要だと思われる。</p>		
2-(3) 排泄		
2-(3)-① 快適な排泄ができるよう介助に配慮している。		a・ <b>b</b> ・c
2-(2)-② トイレは清潔で快適である。		a・ <b>b</b> ・c
<p>・『トイレで排便ができるように、トイレトレーニングを支援する』『トイレで排便が出来た時の喜びを知れるように支援する』等支援計画書に、利用者の快適な排泄に向けた目標等が記載されていた。</p> <p>さらに、評価基準では、安全・プライバシー、便意、尿意、失禁への対応等を含んだ排泄介助のマニュアルの整備、周知、定期的な見直し等が求められている。</p> <p>・トイレは清潔に保たれ、男子用女子用のトイレが整備されていた。トイレの環境の点検改善の為に検討会はないが、問題となることは棟会議の中で検討されている。</p> <p>入浴介助同様に、利用者の身体的状況に応じた設備や補助具の整備を含めた、トイレ環境の点検・改善のための定期的な検討が求められている。</p>		

2-(4) 衣服	第三者評価結果
2-(4)-① 利用者の個性や好みを尊重し、衣服の選択について支援している。	a・b・c
2-(4)-② 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切である。	a・b・c
<p>・①季節に応じ、希望がある時は買物に同行している、②着替えは、希望に応じて適切に行われている、③身だしなみについて、若い職員が多いため、適切なアドバイスも出来る等、利用者の意思と個性を尊重し、自由に選択することができる取組みと工夫がなされている。</p>	
2-(5) 理容・美容	
2-(5)-① 利用者の個性や好みを尊重し、選択について支援している。	a・b・c
2-(5)-② 理髪店や美容院の利用について配慮している。	a・b・c
<p>・理容、美容については定期的に業者が専用の部屋で行ってくれる。利用者の好みに応じた対応が出来るよう調整ができています。また、地域の美容室を希望する利用者に対しては、同行している。</p>	
2-(6) 睡眠	
2-(6)-① 安眠できるように配慮している。	a (b)・c
<p>・不眠者で同室者に影響を与えると想われる時は個室の利用ができる用意がある。評価基準では、体位交換やおむつ交換、さらには睡眠リズムの乱れや不眠者への対応等を含むマニュアルの策定や、特別に支援が必要な利用者には、支援計画書への具体的な支援方法の記載と実施が求められている。</p>	

2-(7) 健康管理	第三者評価結果
2-(7)-① 日常の健康管理は適切に行われている。	a (b)・c
2-(7)-② 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる。	(a)・b・c
2-(7)-③ 内服薬・外用薬等の扱いは確実にされている。	a (b)・c
<p>・常勤の看護師による健康管理が業務分担の中で明確化されており、嘱託医との連携体制も整備されている。さらに、看護師が休みの際も、携帯電話で24時間対応可能となっている。</p> <p>看護師が定期的に医療についての勉強会を開催しており、その際の研修のレジюме等、資料は十分あるので、評価基準で求められる、子どもの日常的な健康管理についてのマニュアルの整備が求められる。</p> <p>・①看護師へ連絡する際の観察項目に関する留意点（いつ、どこで、症状、意識・呼吸・脈拍、顔色、体温、血圧等）、②緊急時対応のフローチャート、③緊急連絡先の一覧表等を含んだマニュアルが整備され、必要に応じ見直しが行なわれている。</p> <p>・一年間で利用者間違い等重大な誤薬はなかったとのことであるが、薬の飲み忘れも誤薬と捉え、再発防止のためのマニュアルが整備され、度々見直し改善がなされている。</p>	
2-(8) 余暇・レクリエーション	
2-(8)-① 余暇・レクリエーションは、利用者の希望に沿って行われている。	(a)・b・c
<p>・夕方の集まり等で子どもの要望を聞き取り、外部からの協力者を受け入れて、サッカーやダンス等が行われている。町内の子供会（あきかん収集等）への参加もある。</p>	

2-(9) 外出、外泊		
2-(9)-① 外出は利用者の希望に応じて行われている。		Ⓐ・b・c
2-(9)-② 外泊は利用者の希望に応じるよう配慮されている。		Ⓐ・b・c
<p>・外出は希望者を集り、平均的に参加出来るように支援が行われている。外出先の安全確保として自分勝手な行動をしない約束と、こどもに迷子になった場合の連絡表を持たせて外出している。</p> <p>・外泊は利用者と家族の希望で実施されており、外泊時の施設への費用についても重要事項説明書に明記してある。夏休みは、生活のリズムがみだれないよう、1週間前の帰所を呼びかけている。</p>		
2-(10) 所持金・預かり金等の管理		第三者評価結果
2-(10)-① 預かり金について、適切な管理体制が作られている。		Ⓐ・b・c
<p>・通帳や現金は棟では取り扱わず法人で管理している。おこずかい帳を記載させる、おこづかいの使い方について、支援員と話し合う等、自己管理にむけた支援活動も実施されている。</p>		
2-(10)-② 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望に沿って利用できる。		Ⓐ・b・c
<p>・新聞購読を希望する利用者は自由に購入することができるが、利用する子どもはいないようである。事務所の新聞を読む事が出来るため、登校前にバスを待つ間、新聞を読んでいる子どもがいた。雑誌やマンガは購入している。</p> <p>・テレビは時間ごとの予約表で決めており、利用者同志の理解はできている。また、ラジオやCDを数人が個人的に所有している。</p>		
2-(10)-③ 嗜好品（酒、たばこ等）については、健康上の影響等に留意した上で、利用者の意志や希望が尊重されている。		
<p>・児童施設のため評価対象外</p>		

A-3 安全・衛生・事故防止

		第三者評価結果
3-(1) 安全・衛生・事故防止		
3-(1)-① 安全確保や衛生管理又は事故防止に関するマニュアルが整備されており、その対応方法について、全職員に周知されている。		Ⓐ・b・c
<p>・障害のある子どもの施設であり、所在不明、ケガ、体調急変時、パニック発生時が大きいリスクであり、各々のリスクに対応したマニュアルが整備されている。直近では、所在不明2件のヒヤリハット事例があり、その際の対応の記録が詳細に残され、対応の反省やマニュアルの改定等が行なわれていた。</p>		
3-(1)-② 事故防止のためチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。		a Ⓑ・c
<p>・事故報告書だけでなく、ヒヤリハットも記録として保管され、事故の防止活動に積極的である。例えば、ヒヤリハットの事例を時間や利用者、障害の特性等で集計し、事故がおこりやすい時間、場所、特性等、発生要因を組織的に分析し、未然防止策の検討を行うことも重要だと思われる。</p>		